



小浜市環境基本計画 [概要版]

みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然

持続可能なまち おばま



令和4年3月 小浜市

1. 計画の趣旨

本市では、平成 16（2004）年度に「小浜市環境基本計画」を策定し、平成 24（2012）年度の改定を経て、環境保全に資する様々な施策を市民・事業者・行政が協働して取り組み、コウノトリの繁殖にみられる一定の成果を上げてきました。

そのような中、前計画の期間には、環境分野およびそれを取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

平成 27（2015）年には、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連で採択されました。同年に開催された気候変動枠組条約の締結国会議では、パリ協定が採択され、その後、令和 2（2020）年に日本は国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言しました。

廃棄物分野では、海洋プラスチック問題、食品ロス問題が大きく取り上げられました。また、新型コロナウイルスによる感染症の世界的な拡大により、私たちの生活様式に変化が求められるようになりました。

本計画は、このような変化を踏まえて、これまで以上に環境分野の取り組みを推進するために策定するものです。

2. 計画の期間

令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度の 10 年間とし、5 年目を目途に目標数値や計画の内容について見直しを行います。

3. 望ましい環境像

本市が目指す環境像を以下のように設定します。

『みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然

持続可能なまち おばま』

この環境像を実現するため、5つの行動方針を設定し、総合的・体系的に取り組んでいきます。

4. 5つの行動方針

1. 自然環境との共生

(郷土の自然を守るまちづくり)



本市の自然環境、里山里海は私たちの暮らしを支え、ゆとりを与えるだけでなく、水源の涵養や大気・水質の浄化機能など環境保全機能を持ち、また、多様な生物の生息地となっています。これら郷土の自然を守り、将来の世代に引き継いでいきます。

2. 地球温暖化対策の推進

(温室効果ガスの排出を減らすまちづくり)



地球温暖化問題は、私たちの生活や事業活動と関わりが深く、令和 32 (2050) 年のカーボンニュートラルの実現に向け、早急に取り組まなければならない問題です。一人ひとりが地球温暖化問題への認識を深め、生活スタイルを見直し、省エネや省資源化の取り組みを進め、脱炭素社会の構築を目指します。

3. 循環型社会の構築

(ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり)



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、様々な環境問題を引き起こしていますが、近年は食品ロスや使い捨てプラスチック問題への注目が高まり、様々な対策が進んでいます。本市においても、一人ひとりが主役となって、より一層、ごみの減量化・資源のリサイクルを進め、循環型社会を目指していきます。

4. 生活環境の保全

(健康で安全なまちづくり)



健康や生活に影響を及ぼす大気汚染・騒音や生活排水による水質汚濁などは、私たちの日常生活や事業活動から生じています。本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、緑化運動の促進やポイ捨て・美化対策を進めながら、良好な景観を保全し、健康で安全なまちをめざします。

5. 教育・学習・協働の推進

(みんなで環境を考え、
みんなで行動する人づくり、まちづくり)



一人ひとりの身近な環境活動が、環境保全につながっているという意識を持ち、環境学習を通じて、自ら考え行動できる人材を育成することが大切です。市民・事業者・行政は、多様な環境情報を共有し、お互いに協働しながら環境意識の向上に取り組んでいきます。

5. 施策の体系

本計画の施策体系

みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然 持続可能なまち おばま

行動方針1 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）

行動目標1-1 自然環境の保全		44	重点 プロジェクト
基本 施策	① 農地の保全	45	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 里山里海の保全	46	<input type="checkbox"/>
	③ 河川の保全	47	<input type="checkbox"/>
行動目標1-2 生物多様性の保全		47	
基本 施策	① 生物の生息・生育環境の保全	48	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 外来生物対策の推進	49	<input type="checkbox"/>
	③ 野生鳥獣の適正管理	50	<input type="checkbox"/>
行動目標1-3 自然とのふれあいの推進		50	
基本 施策	① 自然とふれあう場の保全	51	<input type="checkbox"/>
	② 自然とふれあう機会の充実	51	<input type="checkbox"/>

行動方針2 地球温暖化対策の推進 （温室効果ガスの排出を減らすまちづくり）

行動目標2-1 省エネ・脱炭素の普及推進		52	重点 プロジェクト
基本 施策	① 省エネ・脱炭素行動の推進	53	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 省エネ設備・機器の導入促進	54	<input type="checkbox"/>
	③ ゼロカーボン・ドライブの推進	55	<input type="checkbox"/>
	④ 自動車交通対策の推進	56	<input type="checkbox"/>
行動目標2-2 再生可能エネルギーの導入推進		57	
基本 施策	① 再生可能エネルギーの導入推進	57	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 地域資源の活用	58	<input type="checkbox"/>
行動目標2-3 温室効果ガスの吸収促進		59	
基本 施策	① 森林整備や木材利用の促進	60	<input type="checkbox"/>
	② 藻場の保全	60	<input type="checkbox"/>

行動方針3 循環型社会の構築
(ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり)

行動目標3-1 3Rの推進 62 重点プロジェクト

基本 施策	① ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進	63	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 食品ロスの抑制	64	<input checked="" type="checkbox"/>

行動目標3-2 ごみの適正処理 65

基本 施策	① 不法投棄ごみ対策	66	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 海岸漂着ごみ対策	67	<input checked="" type="checkbox"/>
	③ 災害廃棄物の処理	68	<input checked="" type="checkbox"/>
	④ 環境衛生施設の広域化	68	<input checked="" type="checkbox"/>

行動方針4 生活環境の保全 (健康で安全なまちづくり)

行動目標4-1 生活を取り巻く環境保全 69 重点プロジェクト

基本 施策	① 大気環境の保全	70	<input type="checkbox"/>
	② 水質、地下水の保全	71	<input type="checkbox"/>
	③ 騒音、振動の防止	71	<input type="checkbox"/>
	④ 有害化学物質の安全管理	72	<input type="checkbox"/>
	⑤ 地元の食材の保全	73	<input checked="" type="checkbox"/>

行動目標4-2 良好な景観の保全 74

基本 施策	① ポイ捨て・美化対策	74	<input type="checkbox"/>
	② まちなみ景観の向上	75	<input type="checkbox"/>
	③ 空き地、空き家対策	76	<input type="checkbox"/>

行動目標4-3 緑化の推進 77

基本 施策	① 公園・緑地の整備・充実	77	<input type="checkbox"/>
	② 緑化運動の推進	78	<input type="checkbox"/>

行動方針5 教育・学習・協働の推進
(みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり)

行動目標5-1 環境教育・環境学習の推進 79 重点プロジェクト

基本 施策	① 学校や保育園における環境教育の充実	79	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 地域、家庭における環境学習の推進	80	
	③ 環境教育・学習の場、機会の充実	81	
	④ 指導者や人材の育成	81	

行動目標5-2 環境情報の整備・提供 82

基本 施策	① 環境情報の整備	82	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 環境情報の効果的な提供	83	

行動目標5-3 環境保全活動の推進 84

基本 施策	① 環境保全活動に対する支援	84	<input type="checkbox"/>
	② 各主体による率先実行	84	<input type="checkbox"/>

行動方針5は、1から4すべてに係る方針となっています。

6. 基本施策と重点プロジェクト

施策体系に基づき、市民・事業者・行政の各主体が責任を持ち、それぞれの立場に応じた取り組みを進めていきます。ここでは各主体別の主なものを抜粋しました。

また、本計画の基本施策のうち、「小浜らしい取り組み、重要な取り組み、優先的に取り組む必要のあるもの」などを重点プロジェクトとして取り上げ、重点的かつ先導的に取り組んでいきます。

行動方針1 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）

重点プロジェクト ▶コウノトリも住める環境のよい農地保全 ▶地域による農地維持、保全
▶耕作放棄地の再生や発生防止 ▶コウノトリの野生復帰

【行政】

- ・各種支援対策や農業委員会との連携により、耕作放棄地の再生や発生防止を図ります。
- ・化学肥料や農薬の使用の低減により、生物多様性の保全を図る環境保全型農業を支援します。
- ・農業者、林業者、漁業者等の担い手の確保や人材育成等の対策を講じ、里山里海の保全に努めます。
- ・常緑広葉樹林や環境保全機能の高い森林の保全、森林整備計画に基づいた適正な整備を行います。
- ・コウノトリの郷づくり推進会など自然保護活動を行っている地域や団体を支援します。
- ・外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発に努め、生態系への被害が生じる恐れがある場合には、防除、駆除対策を推進します。
- ・「福井県特定鳥獣保護管理計画」に基づき、関係機関と連携して野生鳥獣の適正管理に努めます。

【市民】

- ・農地の所有者は、農地の有効利用に努めます。
- ・コウノトリの郷づくり推進会など、地域や団体で取り組んでいる自然保護活動や環境整備に協力します。
- ・外来生物被害予防三原則「入れない、捨てない、広げない」に努めます。
- ・集落が主体となり、野生鳥獣の餌場をつくらないなど、被害防除に協力します。

【事業者】

- ・農業の振興に努めるとともに、適切な維持管理により農地を保全します。
- ・農林漁業者は、農山漁村地域における（グリーンツーリズム、ブルーツーリズム）を推進します。

行動方針2 地球温暖化対策の推進（温室効果ガスの排出を減らすまちづくり）

重点プロジェクト ▶ゼロカーボンシティ宣言 ▶再生可能エネルギーの導入推進

【行政】

- ・令和32（2050）年までに、温室効果ガス総排出量実質ゼロを目指した取り組みを推進します。
- ・国、県、事業者などと連携して、充電装置の計画的な整備やマップ化など、次世代自動車を安心して利用できる環境を整えます。
- ・PPA方式^{*1}による太陽光発電の導入、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを推進します。
- ・森林整備を担う林業従事者を育成、藻場の保全・再生を進めます。（温室効果ガスの吸収促進）

【市民】

- ・家庭で実践できる省エネ行動項目を掲示して取り組むなど、電気、ガス、ガソリンなどの節約に努めます。
- ・省エネ製品、再生品の購入など環境にやさしい製品を進んで購入します。
- ・自家用車の購入・買い替えの際は、次世代自動車の選択に努めます。

【事業者】

- ・オフィスでの電気、ガスなどの節約、事業活動における省エネ対策を実践します。
- ・建築物の新築の際は、地場産材を積極的に利用します。（温室効果ガスの吸収促進）

行動方針3 循環型社会の構築（ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり）

重点プロジェクト ▶3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進 ▶食品ロスの抑制
▶不法投棄ごみ対策 ▶海岸漂着ごみ対策 ▶災害廃棄物処理対策
▶環境衛生施設の広域化

【行政】

- ・ごみ減量化やごみの発生が少ない商品など、3R+Renewable(再生可能資源への代替)に関する情報を提供します。
- ・消費者団体や事業者と連携して、フードバンク^{※2}の推進、フードドライブ^{※3}の普及拡大に努め、家庭や店舗における食品ロス削減に取り組みます。
- ・環境パトロールによる不法投棄防止と、定期的な回収作業を市民と協力して行います。
- ・行政、地域住民、民間団体等が一体となった海岸の清掃活動を実施します。
- ・災害廃棄物の仮置き場の選定や分別区分等の検討を行います（災害廃棄物処理計画の策定）。
- ・近隣自治体との連携により、広域的なごみ処理による適正な処理を行います。

【市民】

- ・包装が簡易な商品やリサイクルされた商品など、環境に配慮した商品を選ぶように心がけます。
- ・作られた料理はおいしく食べきり、残ってしまった料理は新たな食材として工夫します。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- ・ごみの分別の徹底と減量化に努めます。

【事業者】

- ・生産から廃棄までの全過程で、廃棄物が少なくなる製品の開発や製造に努めます。
- ・食品販売店において、少量パックやばら売り、見切り販売など、食品ロスの削減に努めます。
- ・漁具が誤って海洋に投棄されないよう適正管理を行います。
- ・産業廃棄物と一般廃棄物を区分し、適正な処理を行います。

行動方針4 生活環境の保全（健康で安全なまちづくり）

重点プロジェクト ▶地元の食材の保全

【行政】

- ・違法な野外焼却を行わないよう啓発や指導を行います。
- ・地下水の継続的な監視を行い、地下水の利活用・保全について検討します。
- ・豊かな食材を育む自然環境の保全に努め、地元の食材や旬など、環境に配慮した食材を使用する。料理教室等を通じて、地元の食材の保全を促進します。
- ・地域景観の悪化や動植物・農作物等に影響を及ぼす光害の防止に努めます。
- ・「小浜市空き家等対策計画」に基づき、空き家の予防・実態調査、利活用、適正管理に努めます。

【市民】

- ・家庭などから出るごみを野外焼却せず、適正な処理を行います。
- ・下水道への速やかな接続に協力します。
- ・フードマイレージ^{※4}の観点から、地産地消の身近な食材で、生産地からの輸送に必要なエネルギーが少ない商品を選ぶよう心がけます。
- ・空き地、空き家にならないように、家族で方針や対策を考えます。

【事業者】

- ・廃棄物の適正な処理を行い、悪臭発生の防止に努めます。
- ・工場、事業所からの有害化学物質による環境リスクを減らすために自主管理の徹底を図ります。
- ・地産地消を推奨し、配送距離を短くすることでCO₂排出量を減らすよう努めます。
- ・クリーン作戦など地域の環境美化活動に取り組みます。

行動方針5 教育・学習・協働の推進（みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり）

重点プロジェクト ▶環境教育・学習の場、機会の充実と指導者や人材の育成 ▶情報収集できる仕組みの構築

【行政】

- ・環境教室、出前講座を行い、環境保全対策などを市民や事業者に啓発します。
- ・市民活動団体などの活動状況や環境に関する情報の把握に努め、情報を広く提供します。
- ・地域や市民活動団体、事業所などが行う環境保全活動を支援します。

【市民】

- ・環境問題や対策について、家族で話し合いを行います。
- ・行政や事業者などからの環境に関する情報を利用し、環境学習や環境活動に活用します。
- ・市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全活動に積極的に参加します。

【事業者】

- ・研修会などを開催し、事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた対策などの知識を習得します。
- ・事業所が行う環境活動の見学や参加の機会を設け、環境教育・学習に協力します。
- ・環境に配慮した製品や自社の環境活動などについての情報を公開・提供します。

7. 数値目標

本計画における行動方針別の数値目標を、以下のとおり設定します。

1. 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標（令和8年度）
森林面積	市内の森林面積	18,322ha (令和2年度)	現状維持
天然林	市内の天然林面積	10,731ha (令和2年度)	現状維持
間伐面積	市内で間伐を実施する面積	2,345ha (令和2年度)	2,945ha
有害鳥獣駆除数	市内で生息する鳥獣の適正な個体数管理に向けた駆除数	1,865頭 (令和2年度)	2,250頭
担い手への農地集積率 (耕作放棄地の解消)	市内の農地面積のうち担い手による耕作農地の割合	53.7% (令和2年度)	80%
2. 地球温暖化対策の推進（温室効果ガスの排出を減らすまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標（令和8年度）
小浜市域温室効果ガス 排出量（CO ₂ 換算）	小浜市域における1年間のCO ₂ 排出量の総数	237千t-CO ₂ (平成30年度)	204千t-CO ₂
家庭における 年間電気使用量	関西電力統計数値（家庭と街路 灯などを合わせた口数）	3,701kwh/1口 (令和元年度)	3,571kwh/1口
小浜市の公共施設に おける温室効果ガスの総 排出量（CO ₂ 換算）	市施設における1年間のCO ₂ 排 出量の総数	3,272t-CO ₂ (令和2年度)	2,907t-CO ₂
公用車の次世代自動車導 入率（特殊車両を除く）	市公用車所有台数のハイブリッ ド車（EV含む）導入台数の割合	9.85% (令和2年度)	12%

3. 循環型社会の構築（ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標（令和8年度）
ごみの排出量	1日あたりのごみの排出量	34.2t/日 (令和2年度)	31.9t/日
ごみの資源化率	市のごみ総量のうち資源化できる量の割合	18.3% (令和2年度)	20.7%
フードドライブ実施回数	行政や事業所が連携して実施する回数	年0回	年1回
海岸清掃実施回数	行政が地元地区等と連携して実施する海岸清掃回数	年3回 (令和2年度)	年4回
4. 生活環境の保全（健康で安全なまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標（令和8年度）
河川水水質（北川、南川）の環境基準達成率	河川の水質検査結果において環境基準を満たした割合	98.5% (令和2年度)	現状維持
小浜湾中央水質の環境基準達成率	県が実施する小浜湾の水質検査結果において環境基準を満たした割合	95% (令和2年度)	現状維持
下水道供用区域の水洗化率	公共下水道、集落排水処理施設等の水洗化人口の割合	93.2% (令和2年度)	95.2%
自動車交通騒音の環境基準達成率	市が実施する自動車騒音測定結果において環境基準を満たした割合	99.2% (令和2年度)	現状維持
野焼きパトロール	野焼きパトロール、指導をする回数	年0回	年12回
空き家の利活用戶数	小浜市空き家情報バンク内で成約した戸数	35戸 (過去平均戸数による5年間分)	50戸（5年間）
5. 教育・学習・協働の推進（みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標（令和8年度）
環境教室、出前講座開催数	1年間に環境に関する事項について実施する環境教室等の開催数	年13回 (令和2年度)	年15回
市ホームページを利用した環境情報提供の件数	1年間に市公式ホームページを利用して、環境基本計画に関連する事項の内容を提供した件数	年0件	年10件

※1 PPA方式：需要家の建物の屋根等に発電事業者が太陽光発電設備を設置し、所有した上で、設置後の運用・メンテナンスまで行い、需要家は発電された電気を自家消費し、毎月の発電量に応じて料金を支払うサービス。

※2 フードバンク：各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動。

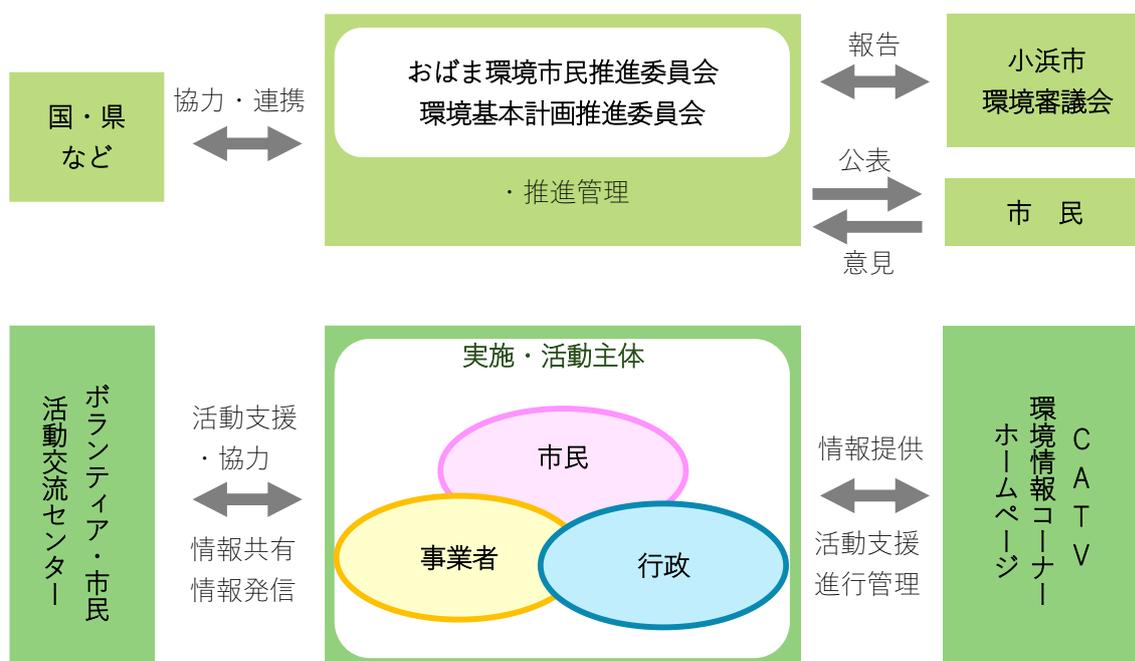
※3 フードドライブ：各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

※4 フードマイレージ：食材の運送距離のこと。食材の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど、環境への負荷が大きいことを意味する。

8. 計画の推進

本計画の円滑な推進を図るため、市民・事業者・行政を代表とする委員で構成する「おばま環境市民推進委員会」および「環境基本計画推進委員会」を設置し、計画の推進主体として取り組みを進めていきます。

計画の推進体制



小浜市環境基本計画[概要版]

令和4年3月

発行：小浜市 民生部 環境衛生課

所在地：〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

電話：0770-64-6016（直通）

URL：<https://www1.city.obama.fukui.jp/>

※本編および概要編は市のホームページで公開しています。